

最高裁秘書第60号

令和4年1月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和3年12月21日付けで大阪家庭裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

未成年後見人をしていた古賀大樹弁護士の業務上横領の疑いのある行為について
大阪家裁が作成し、又は取得した文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第227号

令和4年1月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

未成年後見人をしていた古賀大樹弁護士の業務上横領の疑いのある行為について大阪家裁が作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年12月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）諮詢第44号

(2) 謝問日

令和4年1月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第228号

令和4年1月28日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年1月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、大阪家庭裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書の存否までが本当に行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

未成年後見人をしていた古賀大樹弁護士の業務上横領の疑いのある行為について大阪家裁が作成し、又は取得した文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和3年12月21日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件申出については、「未成年後見人として選任されていた特定の弁護士が、当該未成年後見に関して行った疑いのある業務上横領行為について、原判断庁が作成し、又は取得した文書」と整理した。

(2) 本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、特定の未成年後見人に係る業務上横領の疑いのある行為について原判断庁が司法行政文書を作成又は取得した事実、ひいては当該不正行為について原判断庁が組織的に検討や対応を行った事実の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになる。

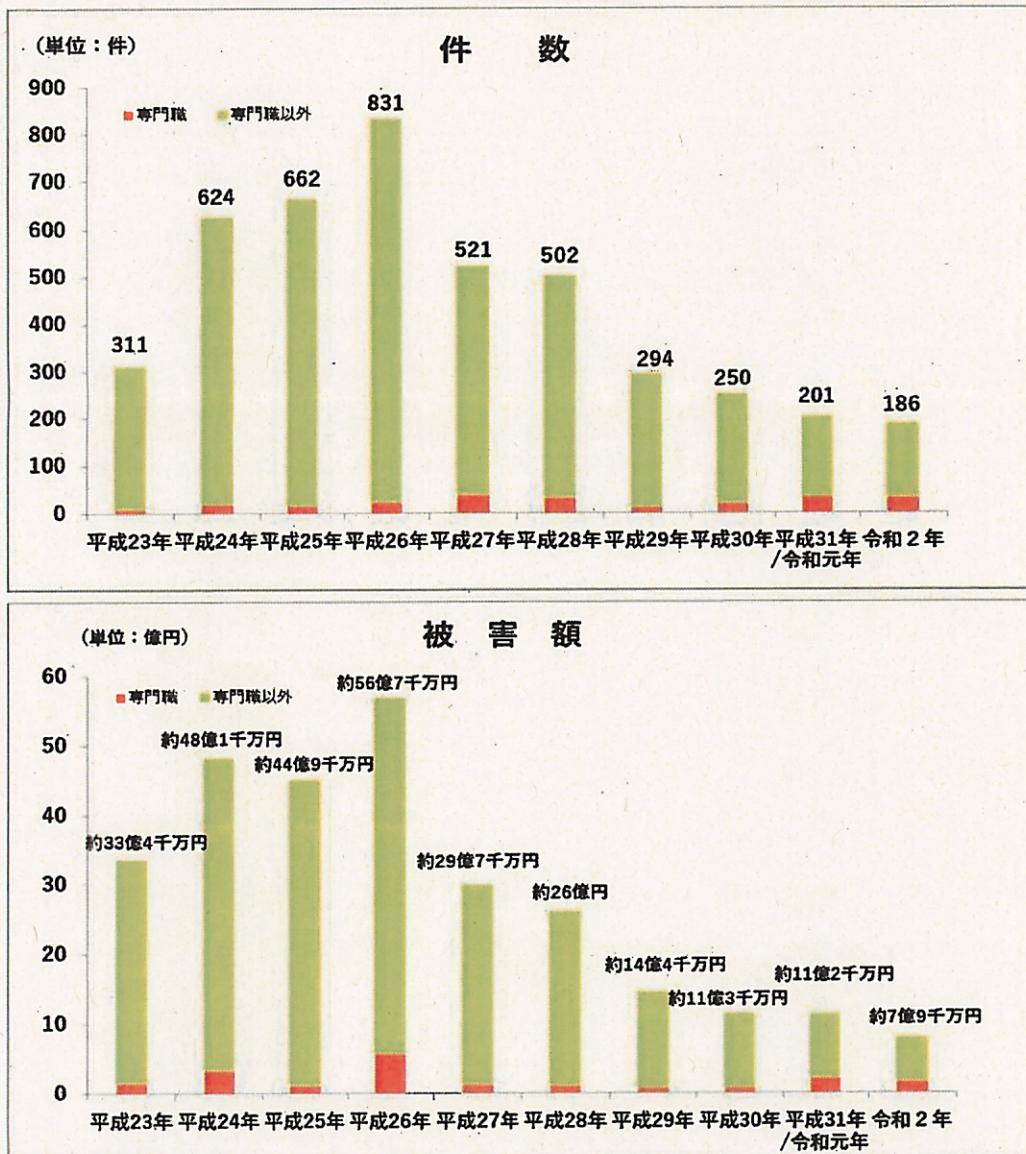
裁判所はウェブサイトにおいて、後見人等の不正件数や被害額の総数を公表しているものの、個別の事例ごとに組織的対応等の有無を明らかにしているものではないから、不正行為事例についてどの程度の疑いがあった場合にどのような検討や対応がなされるのかを公にすることは原則として予定されていない。そのような状況下で本件存否情報を開示すると、どのような疑いがあった場合にいかなる検討や対応がされるのかについて、後見人等の候補者や後見人等に無用の憶測や不安を生じさせ、後見人等に選任されることを躊躇されることによって担い手の確保が難しくなったり、後見人等を過度に委縮させたりする等して適正な後見等事務を阻害する可能性がある。

以上を踏まえると、本件存否情報は、不開示情報である後見人等選任事務及び後見等監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法第5条第6号）に相当する。

(3) よって、原判断は相当である。

後見人等による不正事例

(最高裁判所事務総局家庭局実情調査)



(参考) 専門職の内数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件 数	6件	18件	14件	22件	37件
被害額	約1億3千万円	約3億1千万円	約9千万円	約5億6千万円	約1億1千万円

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年	令和2年
件 数	30件	11件	18件	32件	30件
被害額	約9千万円	約5千万円	約5千万円	約2億円	約1億5千万円

※ 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所から不正事例に対する一連の対応を終えたものとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

※ 平成23年10月及び平成24年4月に報告対象事件の定義を変更しているため、単純な年別比較はできない。

※ 数値はいずれも概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。